(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3 - 14
法令名	健康保険法等の一部を改正 する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2第 1 項の規定によりなおその 効力を有するものとされる 同法第 26 条の規定による改 正前の介護保険法	根拠条項	第114条第	1項	
不利益処分	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等				

(根拠規定)

〇健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号)

(指定の取消し等)

- 第114条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第48条第1項第3号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定介護療養型医療施設が、第107条第3項第3号から第4号の2まで、第9号(第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第10号(第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第110条第1項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
 - 三 指定介護療養型医療施設が、第110条第2項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及 び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくな ったとき。
 - 四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第110条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。
 - 五 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚 偽の報告をしたとき。
 - 六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
 - 七 指定介護療養型医療施設が、第112条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 八 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、第112条第1項の 規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若し くは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。た だし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防 止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽く したときを除く。
 - 九 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により第48条第1項第3号の指定を受けたとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他国民の保 健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しく

は処分に違反したとき。

- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、居宅サービス等に関し 不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その 管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年 以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(指定介護療養型医療施設の指定)

第107条

- 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第48条第1項第3号の指定をしてはならない。
 - 三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 九 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第3号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(処分基準)

- ○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年 愛媛県条例第66号)
- ○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)
- ○愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第15号)
- ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)

(その他)